

指定居宅介護支援事業者運営規程

(事業の目的)

第1条 鈴木ヘルスケアサービスとりいもと（以下、「本事業所」）が実施する指定居宅支援の事業（以下、「本事業」という）は、要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、市町村、老人介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保健施設等との連携に努める。

5 上記の他「彦根市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 本事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 鈴木ヘルスケアサービスとりいもと
- 二 所在地 彦根市鳥居本町670番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業員の管理、本事業の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- 二 主任介護支援専門員
他の介護支援専門員に対する助言・指導などを行う。
- 三 介護支援専門員 1名以上
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整等を行う。
- 四 その他補助職員：利用者の状況に応じて配置する。
管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。

- 二 午前9時から午後6時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所は、本事業所の相談室と利用者の自宅とする。
- 二 使用する課題分析表は、居宅サービス計画ガイドライン方式を使用する。
- 三 サービス担当者会議の開催場所は、本事業所の会議室と利用者の自宅とする。
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度は、最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援事業が法定代理受領サービスであるときは、無料とする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業の実施地域を超えた地点から片道1Km毎に50円を徴収する。
- 3 複写物交付代(カラー)1枚あたり50円、(白黒)1枚あたり10円、(デジタルデータ(FD・CD・DVD))1データ50円を徴収する。
- 4 領収書再発行は、550円を徴収する。
- 5 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業実施地域は、彦根市(旭町、池洲町、大橋町、大堀町、岡町、尾末町、小野町、河原、京町、銀座町、甲田町、金亀町、幸町、栄町、里根町、佐和町、佐和山町、地蔵町、下矢倉町、正法寺町、城町、新町、芹川町、芹中町、芹橋、芹町、大東町、立花町、中央町、外町、鳥居本町、長曾根町、中藪、錦町、西沼波町、野田山町、沼波町、原町、馬場、東沼波町、船町、古沢町、本町、松原、松原町、宮田町、元岡町、元町、安清町、安清東町、山之脇町)の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第10条 提供した指定居宅介護支援に係わる利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、相談窓口を設置し、苦情の内容を配慮して必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する措置)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。

- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(サービスに当たっての禁止事項)

第12条 下記のような行為があった場合、状況によって介護サービスの提供を停止します。

- 1 職員に対して行う暴言・暴力・いやがらせ・誹謗中傷・不当な要求等の迷惑行為
- 2 パワーハラスメント・セクシャルハラスメント等行為
- 3 サービス中に、職員を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音等をインターネット等に掲載すること

(その他運営に関する重要事項)

第13条 本事業所の社会的使命を充分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、無従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 感染症や災害が発生した際にその事業が継続できるよう、他の指定居宅介護支援事業者等との連携および協力を行う体制を構築するように努める。
- 5 公正中立なケアマネジメントの確保のため、利用者は、担当の介護支援専門員に対して、複数のサービス事業所等を紹介することや、ケアプランに位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- 6 医療と介護の連携のため、サービス事業所等から利用者の心身または生活の状況に関する情報を得て、助言が必要と介護支援専門員が判断したものについては、主治医等にその情報を提供します。また、利用者が入院された際にも連携を図りますので、担当のケアマネジャーの氏名および連絡先を入院先の医療機関に提供していただけるようお願いいたします。
- 7 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は本事業所が別に定める。

附 則

- この規程は、平成15年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 7月 3日から施行する。
この規程は、平成19年12月 1日から施行する。
この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成20年12月17日から施行する。
この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 5月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 1月 5日から施行する。
この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成29年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 9月28日から施行する。
この規程は、令和 5年11月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。